

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成28年11月16日（平成28年（行情）諮問第680号）

答申日：平成29年12月21日（平成29年度（行情）答申第396号）

事件名：特定弁理士に対する懲戒処分の手続に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定弁理士に対する懲戒処分の手続に係る文書の一切（以下「本件対象文書」という。）につき、一部開示した決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月26日付け20150826特許4により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 職員の印影については、個人情報ということで非公開とされたが、公務員印影であるから該当しない。よって、開示相当。
- (2) 特定弁理士の住所等については、被処分者であり、日も浅いので開示すべき（ただし、特定弁理士の住所が自宅兼事務所でない場合は不開示相当である）。
- (3) 職員のうち、係長以上の者である者の氏名については、公にしても、弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えず開示相当。
- (4) 書留郵便物等受領証等に記載された情報において、特定の個人を識別できないものは、公にしても権利利益を害するおそれがないので開示相当。
- (5) 法人に関する情報は、公にただけで直ちに法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるかまでは明確でないので開示相当。
- (6) 国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報については、公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性

を不当に損なうおそれがあるとまでは言えないので、開示相当。

- (7) 国の機関の事務に関する情報については、公にすることにより、弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えないので、開示相当。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、平成27年10月26日付けで一部開示とする原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、原処分において、不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）とその理由は、次のとおりである。

(1) 本件不開示部分

ア 個人に関する情報

イ 法人に関する情報

ウ 国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報

エ 国の機関の事務に関する情報

(2) 不開示とした理由

ア 個人に関する情報

本件対象文書のうち、職員の印影及び特定弁理士の住所等の個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものは、不開示とする。（法5条1号）

職員のうち、係長以上である者の氏名は、公にすることにより、弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるため、不開示とする。（法5条1号）

書留・特定記録郵便物等受領証等に記載された個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができないものは、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とする。（法5条1号）

イ 法人に関する情報

本件対象文書のうち、法人に関する情報は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とする。（法5条2号）

ウ 国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報

本件対象文書のうち、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（例えば、審議会の委員名、議事内容、配

付資料及び開催場所等)は、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損なうおそれがあるため、不開示とする。(法5条5号)

エ 国の機関の事務に関する情報

本件対象文書のうち、国の機関の事務に関する情報(例えば、懲戒処分の日より前の日付に関する情報、職権調査に関する情報、審議会の委員名、議事内容、配付資料、開催場所及び懲戒申立書の添付書類等)は、公にすることにより、弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とする。(法5条6号)

3 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、「1. 職員の印影については、個人情報ということで非公開とされたが、公務員印影であるから該当しない。よって、開示相当。2. 特定弁理士の住所等については、被処分者であり、日も浅いので開示すべき(ただし、特定弁理士の住所が自宅兼事務所でない場合は不開示相当である)。3. 職員のうち、係長以上の者である者の氏名については、公にしても、弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えず開示相当。4. 書留郵便物等受領証等に記載された情報において、特定の個人を識別できないものは、公にしても権利利益を害するおそれがないので開示相当。5. 法人に関する情報は、公にただで直ちに法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとまで言えるか明確でないので開示相当。6. 国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報については、公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損なうおそれがあるとまでは言えないので、開示相当。7. 国の機関の事務に関する情報については、公にすることにより、弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えないので、開示相当。」と主張している。

(1) 職員の印影について

法5条1号柱書本文は、個人に関する情報で、それ自体又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、原則として不開示としている。

そして、その例外として、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は、公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、
「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要

であると認められる情報」（同ロ）及び「当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同ハ）を不開示情報から除くものとしている。

してみると、このような同号の規定に照らすと、同号は、公務員の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は、開示すべきものとするが、当該公務員の氏名等、個人を識別することができる情報については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報などに当たらない限り、開示しないこととしているものと解するのが相当である。

そこで、本件についてみるに、本件対象文書に押なつされた職員の印影（以下「本件印影」という。）は、当該職員の姓が顕出されており、これと当該職員の職を照合することにより、決裁者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、また、開示された印影をもとに印鑑を偽造し、悪用され個人の権利利益を害するおそれがあるから、法5条1号柱書本文に規定する不開示情報に該当することは明らかである。

また、本件印影は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は、公にすることが予定した法令又は慣行等は存せず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、及び当該公務員の「職」及び当該「職務遂行の内容」に係る部分に該当しないことは明らかである。なお、後述（3）参照。

したがって、本件印影は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることを理由に不開示とした原処分における判断は妥当である。

（2）特定弁理士の住所等について

本件対象文書に記載された特定弁理士の住所等については、法5条1号柱書本文に規定する個人に関する情報で、同人の氏名と照合することにより特定の個人が識別することができるものに該当することは明らかである。

また、当該情報については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は、公にすることが予定されている情報、及び人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないことも明らかである。

したがって、特定弁理士の住所等は、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることを理由に不開示とした原処分における判断は妥当である。

なお、異議申立人も不開示が相当である旨主張するとおり、本件対象文書に記載されている住所は、特定弁理士の自宅兼事務所ではないことを付言する。

(3) 係長以上の者の氏名について

本件対象文書に記載された係長以上の者の氏名を開示する旨の追加開示決定を改めて行うこととする。

(4) 書留郵便等受領証等に記載された情報のうち特定の個人を識別できないものについて

本件対象文書に記載された情報のうち、それ自体から特定の個人を識別できないものであっても、金額、配達した取扱郵便局等の情報を公にすることにより、実質的には個人を特定できる可能性があり、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号柱書本文に規定する不開示情報に該当することは明らかである。

また、本件対象文書に記載された情報のうち、配達方法を公にすることにより、今後、懲戒手続に付された者が同様の郵便物の受領を拒否するなどにより、手続を遅延させて妨害し、弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そうすると、当該情報は法5条6号に規定する公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

したがって、当該情報を不開示とした原処分における判断は妥当であり維持されるべきものである。

(5) 法人に関する情報

本件対象文書に記載された法人に関する情報は、本件対象文書が特定の弁理士に関する懲戒手続に関する資料に記載された情報であることからすると、これを公にすることにより、第三者が当該法人に対して、懲戒処分を受けた弁理士に業務を依頼していたとの認識を持つことになる。そのため、当該法人は知的財産に関する管理が不十分であるとの社会的評価を受けるなどの不利益を被り、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがある。

してみると、当該情報については、法5条2号イに規定する公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、これを理由に不開示とした原処分における判断は妥当である。

(6) 国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について

本件対象文書に記載された国の機関の内部又は相互間における審議、

検討又は協議に関する情報（例えば、工業所有権審議会の委員名、議事内容、配付資料及び開催場所等）は、当該審議会の運営規程12条において準用する同5条の規定により原則非公開としているものであり、これを公にすることにより、懲戒処分の対象となっている特定の弁理士の関係者等から、委員に対して圧力や誹謗中傷等をするおそれがあり、これにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損なうおそれがある。

してみると、当該情報については、法5条5号に規定する公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損なうおそれがあるものに該当し、これを理由に不開示とした原処分における判断は妥当である。

(7) 国の機関の事務に関する情報について

本件対象文書に記載された国の機関の事務に関する情報（例えば、懲戒処分の日より前の日付に関する情報、職権調査に関する情報、工業所有権審議会の委員名、議事内容、配付資料、開催場所及び懲戒申立書の添付書類等）は、上記(6)のとおり、審議会に関する情報については原則非公開としているものであり、この事務に関する資料を公にすることにより、審議が妨害され、弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

してみると、当該情報については、法5条6号に規定する公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす弁理士の懲戒に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当し、これを理由に不開示とした原処分における判断は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月12日 審議
- ④ 平成29年12月4日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「特定弁理士に対する懲戒処分の手続に係る文書の一

切」である。

諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、2号、5号及び6号に該当するとして一部開示とした原処分を妥当としているところ、以下、原処分の適法性について検討する。

2 原処分の適法性について

- (1) 開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しない決定をした旨の通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。その際、当該通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とした部分が法5条各号の不開示情報のどれに該当するのかその根拠とともに了知し得るものでなければならず、当該行政文書及び各不開示部分を特定できる記載（文書名等）がなければ、その種類、性質等が分からず、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。以下、これを本件対象文書の見分結果を踏まえて検討する。
- (2) 本件開示請求に係る行政文書開示決定通知書を確認したところ、「開示する行政文書の名称」欄には、本件行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の文言と同一の文言が記載されているのみで、本件請求文言に該当する文書の件数及びそのそれぞれの具体的な名称が記載されておらず、また、不開示とした部分についても「法人に関する情報」など抽象的に記載され、不開示とした理由についても「上記文書中の法人に関する情報は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とします。」などと抽象的に記載されているにとどまることが認められる。このような記載では、いかなる行政文書のいかなる部分がいかなる理由で不開示とされたのかが不明であるといわざるを得ない。
- (3) したがって、原処分は、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、開示請求に係る行政文書の一部を開示しないときには、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとする法9条1項の趣旨及び行政手続法8条に照らして違法であるので、取り消すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

上記2を踏まえ、処分庁は、原処分において、特段の支障がない限り、本件対象文書の具体的な文書名を特定する必要があったというべきであり、今後、法9条1項及び2項の趣旨を踏まえ、行政文書開示決定通知書には原則として具体的な文書名を明示するべきである。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久